

～サテライトオフィス、支店・営業所等開設設置促進奨励金のご案内～

【制度のあらまし】

伊勢崎市は、市内にサテライトオフィス、コールセンター及び支店・営業所等を設置する企業に対し、設置費、運営費及び雇用に対して奨励金を交付します。

【補助対象等】

補助対象者	市内において自己の用に供するサテライトオフィス、コールセンター及び支店・営業所（製造業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、道路貨物運送業、こん包業及び卸売業に限る。）を新たに設置する事業者		
事業要件	<ul style="list-style-type: none"> ・3年以上操業の継続が見込まれること ・開設後3年以内に、市内居住者を正社員として3人以上雇用する見込みがあること ・市外に本社があること 		
補助対象経費	【設置費奨励金】	【運営費奨励金】	【雇用奨励金】
	サテライトオフィス等の整備に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・土地建物の取得費用（購入費、建設費等） ・賃貸に関する初期費用（保証委託金、仲介手数料等） ・改修費用 ・設備工事費用（電気通信、給排水衛生、空調等の設備工事費用） ・備品購入費用（事務用の什器、事務機器等（1品3万円以上のものに限る。）の購入費用） ・求人広告費 	<ul style="list-style-type: none"> ＜事業所を取得の場合＞ 土地及び家屋の固定資産税及び都市計画税の納税額 ＜事業所を賃借の場合＞ 事業所賃借料 	市内在住者及び転入者で1年以上常時雇用されている正社員 ※従前の事業所に勤務していたなど、他の市区町村から転勤して本市へ転入した者も可
補助額	補助率：1/2 上限額：300万円 （操業開始後1回限り）	<ul style="list-style-type: none"> ＜事業所を取得の場合＞ 補助率：1/2以内（3年間） 上限額：100万円 ＜事業所を賃借の場合＞ 補助率：1/4以内（3年間） 上限額：100万円 	1人当たり10万円 （操業後、3年経過後に1回限り）
申請期限	操業開始届の提出後、30日以内	<ul style="list-style-type: none"> ＜事業所を取得の場合＞ 操業開始後に固定資産税等が賦課された翌年度から3箇年とし、各年度の11月末日まで ＜事業所を賃借の場合＞ 操業開始後1年、2年又は3年を経過した日から30日以内 	操業開始後、3年を経過した日から2箇月以内

【お問い合わせ先】

〒372-8501 群馬県伊勢崎市今泉町二丁目410
 伊勢崎市産業経済部企業誘致課 ☎0270-27-2756(ダイヤルイン)
 メールアドレス：kigyoun@city.isesaki.lg.jp